平成23年 No.22

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項等を改正する要項 国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する 取決めを改正する取決め

制定理由

環境教育研究センターへの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

組織名の名称変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第14号

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学役付職員選考規程(昭和42年規程第2号)
- (2) 東京学芸大学教員選考規程(平成16年規程第15号)
- (3) 東京学芸大学客員教授等選考規程(平成9年規程第5号)
- (4) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程(平成19年規程第31号)
- (5) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程(平成11年規程第12号)
- (6) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程(平成16年規程第54号)
- (7) 国立大学法人東京学芸大学寄附講座受入規程(平成20年規程第38号)
- (8) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程(平成13年規程第7号)
- (9) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程(昭和55年規程第2号)
- (10)国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程(平成23年規程第3号)
- (11)国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程(昭和61年規程第2号)
- (12) 東京学芸大学部局長会規程(平成16年規程第38号)
- (13)国立大学法人東京学芸大学点検評価規程(平成22年規程第19号)
- (14)国立大学法人東京学芸大学危機管理規程(平成17年規程第29号)
- (15)国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程(平成17年規程第30号)
- (16)国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程(平成16年規程第19号)
- (17)国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程(平成16年規程第20号)
- (18)国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年規程第7号)
- (19) 東京学芸大学リポジトリ規程(平成20年規程第33号)
- (20) 東京学芸大学免許狀更新講習委員会規程(平成20年規程第30号)

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則を次のように制 定する。

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規則第8号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について,別紙新旧対照表の右欄を,左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則(平成16年規則第3号)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則(平成19年規則第28号)
- (3) 国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則(平成16年規則第38号)
- (4) 国立大学法人東京学芸大学公印規則(昭和57年規則第4号)
- (5) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則(昭和52年規則第10号)

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項等の一部を改正する 要項を次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項等の一部を改正 する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項(平成21年2月 24日制定)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項 (平成16年 4月1日制定)
- (3) 国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項(平成16年4月1日制定)
- (4) 東京学芸大学リポジトリ管理運営要項(平成20年4月24日制定)

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めを次のように制定する。

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に 関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め(平成20年3月28日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針を次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長 村 松 泰 子

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針の一部について,別紙新旧 対照表の右欄を,左欄のように改正する。 改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

•

行

(選考)

第1条 東京学芸大学(以下「本学」という。)の総合教育科学系長,人文社会科学系長,自然科学系長,芸術・スポーツ科学系長,環境教育研究センター長,教育実践研究支援センター長,留学生センター長,国際教育センター長,教員養成カリキュラム開発研究センター長,保健管理センター所長及び附属学校の長(以下「役付職員」という。)の選考は、この規程の定めるところにより、学長が行う。

[省略]

第4条 学系長候補者の選出は、学系(センターは、総合教育科学系に含む。以下同じ。)ごとに、当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授、准教授、講師及び助教による選挙により行う。

[省略]

(センター長候補者の選出)

第6条 環境教育研究センター長候補者,教育実践研究支援センター長候補者,留学生センター長候補者,国際教育センター長候補者,教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は、本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。

[省略]

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際、現に環境教育研究センター長となっている者は、この 規程により選考されたものとみなす。

(選考)

第1条 東京学芸大学(以下「本学」という。)の総合教育科学系長,人文社会科学系長,自然科学系長,芸術・スポーツ科学系長,環境教育実践施設長,教育実践研究支援センター長,留学生センター長,国際教育センター長,教員養成カリキュラム開発研究センター長,保健管理センター所長及び附属学校の長(以下「役付職員」という。)の選考は、この規程の定めるところにより、学長が行う。

[省略]

第4条 学系長候補者の選出は、学系(施設・センターは、総合教育科学系に含む。以下同じ。)ごとに、当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授、 , 准教授、講師及び助教による選挙により行う。

[省略]

(施設・センター長候補者の選出)

第6条 環境教育実践施設長候補者,教育実践研究支援センター長候補者,留学生センター長候補者,国際教育センター長候補者,教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は、本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。

〔省略〕

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師をいう。	第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師をいう。
〔省略〕	〔省略〕
2 この規程において「移籍」とは、現職名を変更することなく、学系、講座、分野又は <u>センター</u> を異にして異動することをいう。	2 この規程において「移籍」とは、現職名を変更することなく、学系、講座、分野又は <u>施設・センター</u> を異にして異動することをいう。
〔省略〕	〔省略〕
6 この規程において「 <u>センター</u> 」とは、 <u>環境教育研究センター</u> 、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生相談センター及び学生キャリア支援センターをいう。	6 この規程において「 <u>施設・センター</u> 」とは、 <u>環境教育実践施設</u> 、教育実践研究 支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発 研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生相談センター及び学 生キャリア支援センターをいう。
〔省略〕 (組織)	〔省略〕 (組織)
第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
〔省略〕	〔省略〕
2 <u>センター</u>の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。(1) 総合教育科学系長	2 <u>施設・センター</u> の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長
(2) 当該センターの長	(2) 当該 <u>施設・センター</u> の長

- (3) 当該センターに所属する教授 2名
- (4) 当該センターの運営委員会委員(当該センターに所属する者を除く。) であ る教授 4名
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認め られるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。
- 学系又はセンターに所属する教授をもって委員とすることができる。
- 5 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若 しくは当該センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教 授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准 教授を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師をもって委員とすること ができる。
- 6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により 准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当 該学系の教授を、センターにあっては、当該センターの運営委員会委員をもって 委員とすることができる。

(委員長)

- 第14条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、センター にあっては総合教育科学系長をもって充てる。
- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第3条第2項に規定する投票に加わることができない。 (開催)
- 育科学系長)は、日時、場所及び委員名を教授会(センターにあっては、総合教育 科学系の教授会及び当該センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより 難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる

- (3) 当該施設・センターに所属する教授 2名
- (4) 当該施設・センターの運営委員会委員(当該施設・センターに所属する者を 除く。)である教授 4名
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認め られるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。
- 4 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の ┃ 4 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の 学系又は施設・センターに所属する教授をもって委員とすることができる。
 - 5 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若 しくは当該施設・センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由に より教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっ ては准教授を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師をもって委員とす ることができる。
 - 6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により 准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当 該学系の教授を、施設・センターにあっては、当該施設・センターの運営委員会 委員をもって委員とすることができる。

(委員長)

- 第14条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、施設・セ ンターにあっては総合教育科学系長をもって充てる。
- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第3条第2項に規定する投票に加わることができない。 (開催)
- 第15条 選考委員会を開催するときは、当該学系長(センターにあっては、総合教 第15条 選考委員会を開催するときは、当該学系長(施設・センターにあっては、 総合教育科学系長)は、日時、場所及び委員名を教授会(施設・センターにあって は、総合教育科学系の教授会及び当該施設・センターの運営委員会)に報告するも のとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替え ることができる

[省略]

- 第21条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
 - (2) 当該教室に所属する教授 1名
 - (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名
- 2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 総合教育科学系長
 - (2) 当該センターの長
 - (3) 当該センターの運営委員会委員 6名

[省略]

- 第29条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 当該学系長
 - (2) 当該専攻の代表
 - (3) 当該コースに所属する教授 2名
 - (4) 被選考者が所属する講座(被選考者が<u>センター</u>に所属する場合にあっては、 当該センター) に所属する教授 2名
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき、又は やむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの 准教授又は当該専攻内の他コースの教授(養護教育コースの場合にあっては、保 健体育専攻に所属する教授)をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座(被選考者が<u>センター</u>に所属する場合にあっては、当該<u>センター</u>)に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授(養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、<u>センター</u>の場合にあっては、当該<u>センター</u>の運営委員会委員)をもって委員とすることができる。

[省略]

- 第21条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
 - (2) 当該教室に所属する教授 1名
 - (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名
- 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 総合教育科学系長
 - (2) 当該施設・センターの長
 - (3) 当該施設・センターの運営委員会委員 6名

[省略]

- 第29条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 当該学系長
 - (2) 当該専攻の代表
 - (3) 当該コースに所属する教授 2名
 - (4) 被選考者が所属する講座(被選考者が<u>施設・センター</u>に所属する場合にあっては、当該施設・センター)に所属する教授 2名
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき、又は やむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの 准教授又は当該専攻内の他コースの教授(養護教育コースの場合にあっては、保 健体育専攻に所属する教授)をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座(被選考者が<u>施設・センター</u>に所属する場合にあっては、<u>当該施設・センター</u>)に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授(養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、<u>施設・センター</u>の場合にあっては、当該<u>施設・</u>センターの運営委員会委員)をもって委員とすることができる。

附 <u>則</u> この規程は,平成23年4月25日から施行し,平成23年4月1日から適用する。	
様式1から様式8までの中の 「 センター 」	様式1から様式8までの中の 「 <u>施設・センター</u> 」

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い,所要の改正を行うものである。

 改 正
 現 行

[省略]

(定義)

- 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、 自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。
- 2 この規程において「<u>センター</u>」とは、<u>環境教育研究センター</u>,教育実践研究 支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開 発研究センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。

[省略]

(選考委員会の構成)

- 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
 - (1) 当該学系長
 - (2) 当該分野の教授 1名
 - (3) 当該学系に所属する教授 6名
- 2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
 - (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該センターの長
- (3) 当該センターの運営委員会委員である教授 6名

[省略]

(選考委員会の委員長)

第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、<u>センター</u>にあっては総合教育科学系長を、前条第3項に定めるものにあっては、副学長

[省略]

(定義)

- 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、 自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。
- 2 この規程において「<u>施設・センター</u>」とは、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。

[省略]

(選考委員会の構成)

- 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
 - (1) 当該学系長
 - (2) 当該分野の教授 1名
 - (3) 当該学系に所属する教授 6名
- 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
 - (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該<u>施設・センター</u>の長
- (3) 当該施設・センターの運営委員会委員である教授 6名

[省略]

(選考委員会の委員長)

第7条 選考委員会に委員長を置き,各学系にあっては当該学系長を,<u>施設・センターにあっては総合教育科学系長を</u>,前条第3項に定めるものにあっては、

(総務等担当)をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催)
- 第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長 (センターにあっては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。)は、日時、場 所及び委員名を教授会 (センターにあっては、総合教育科学系教授会及び当該 センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

附則

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

様式1から様式3までの中の 「 センター 」

副学長(総務等担当)をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催)
- 第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長 (施設・センターにあっては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。)は、日時、場所及び委員名を教授会 (施設・センターにあっては、総合教育科学系教授会及び当該施設・センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

様式1から様式3までの中の 「 施設・センター 」

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
[省略]	〔省略〕
(定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。	(定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。
[省略]	〔省略〕
(9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、 環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育 センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処 理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。	
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成23年4月25日から施行し,平成23年4月1日から適用する。	
別表	別表 部局の長 毒物等管理責任者
部局の長毒物等管理責任者(省 略)環境教育研究センター長センター長が指名する者	[省略] 環境教育実践施設長 施設長が指名する者
環境教育研究センター長 センター長が指名する者 (省略)	〔省略〕

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正	現行
〔省略〕	[省略]
(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。	(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、 <u>環境教育実践施設</u> 、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附</u> <u>即</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(定義) 第2条 この規程において「寄附講義」とは、本学の教育の一層の充実及び進展を図ることを目的とした、本学の主体性の下に開設する講義であって、民間等からの寄附金によりその運営に係る必要な経費(第7条に定める運営責任者の人件費及び施設使用料等を除く。以下同じ。)を賄うものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究	(定義) 第2条 この規程において「寄附講義」とは、本学の教育の一層の充実及び進展を図ることを目的とした、本学の主体性の下に開設する講義であって、民間等からの寄附金によりその運営に係る必要な経費(第7条に定める運営責任者の人件費及び施設使用料等を除く。以下同じ。)を賄うものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援
支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発 研究センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。 〔省略〕	センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究 センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。 〔省略〕
<u>附</u> <u>則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。 現 改 IF. 行 [省略] [省略] (定義) (定義) 第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公 第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公 開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第2条第2項に規 開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第2条第2項に規 定する法人文書をいう。 定する法人文書をいう。 2 この規程において「部局等」とは、事務局、教育学部総合教育科学系、教育学部 2 この規程において「部局等」とは、事務局、教育学部総合教育科学系、教育学部 人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育 人文社会科学系、教育学部自然科学系、教育学部芸術・スポーツ科学系、大学院教育 学研究科,大学院連合学校教育学研究科(東京学芸大学),附属図書館,環境教育 学研究科,大学院連合学校教育学研究科(東京学芸大学),附属図書館,環境教育 研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教 実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養 員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、有 成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、有害廃 害廃棄物処理施設、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、学 棄物処理施設、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、学生相 生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 [省略] [省略] 附 則 この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

	改正		現 行					
〔省略〕			〔省略〕					
(定義) 第3条 この規程において「有 2 この規程において「部局」 研究支援センター、留学生セム開発研究センター、保健管 総合実験施設、現職教員研修 支援センター及び各附属学校	とは、各学系、環境教育研 ンター、国際教育センター、 理センター、情報処理セン 支援センター、学生相談セ	究センター, 教育実践 教員養成カリキュラ ター, 放射性同位元素	(定義) 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究 支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開 発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合 実験施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援 センター及び各附属学校をいう。					
〔省略〕			〔省略〕					
<u>附 則</u> この規程は,平成23年4月25日	日から施行し,平成23年4月	1日から適用する。						
別表第2			別表第2					
有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧			有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧					
学系	学系・大学院の究組織		学系	学部・ナ	・大学院の研究組織			
(4)(5)	講座	分野	(1) -(1)	講座	分野			
(省略)			[省略]					
環境教育研究センター 〔省 略〕			環境教育実践施設 [省 略]					
CH PH)			L CH FHZ					

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

現 改 IF. 行 [省略] [省略] (用語の定義) (用語の定義) 第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その | 第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その 教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務(受託研 教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務(受託研 究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」とい 究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」とい う。)で、これに要する経費(以下「受託事業費」という。)を委託者が負担す う。)で、これに要する経費(以下「受託事業費」という。)を委託者が負担す るものをいう。 るものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支 究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発 援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究 研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター、大 、大学院連合学校教育学研究科、事務局、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 学院連合学校教育学研究科、事務局、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 [省略] [省略] 附則 この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改 正	現
〔省略〕	〔省略〕
(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。	(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。
[省略]	〔省略〕
<u>附</u> <u>則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

東京学芸大学部局長会規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。 改 正	現					
71						
〔省略〕	[省略]					
(有呼)						
(4 □ 4 π)	(4T44)					
(組織)	(組織)					
第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。	第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。					
(1) 学長	(1) 学長					
(2) 理事及び副学長	(2) 理事及び副学長					
(3) 学系長	(3) 学系長					
(4) 附属図書館長	(4) 附属図書館長					
(5) 大学院連合学校教育学研究科長	(5) 大学院連合学校教育学研究科長					
(6) 附属学校運営参事	(6)附属学校運営参事					
(7) センター長協議会議長	(7) 施設・センター長協議会議長					
(8) 学長補佐・企画調査室長	(8) 学長補佐・企画調査室長					
(9) 学長補佐・点検評価室長	(9) 学長補佐・点検評価室長					
(10)事務局長	(10)事務局長					
(11)部長	(11)部長					
〔省略〕	〔省略〕					
附則						
<u> </u>						

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現
〔省略〕 (教員の総合的業績評価) 第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各	〔省略〕 (教員の総合的業績評価) 第5条 教員の総合的業績評価は,常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各
学系(教育実践創成講座及びセンターについては、総合教育科学系に含む。)又は各附属学校が、実施する。 2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。	
[省略]	〔省略〕
<u>附</u> <u>即</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

改正理由:組織名の変更に伴い,所要の改正を行うものである。 現 [省略] [省略] (定義) (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ ろによる。 ろによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生す (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生す る問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並び る問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並び に被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 に被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。 (3) 部局 事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポ (3) 部局 事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポ ーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センタ ーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、 一、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養 教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カ 成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放 リキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性 射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター 同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学 , 学生相談センター, 学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 [省略] [省略] (組織) (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 [省略] [省略] (7) 施設・センター長協議会議長 (7) センター長協議会議長

[省略]

附則

[省略]

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

	改正理由:組織名の変更に伴いに伴い、所要の改正を行うものである。										
改正						現	2	行			
<u> </u>	〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。				〔省略〕]					
別	表(第7条第1項関係))			別	別表(第7条第1項関係)					
	部 局	推進員	備	考		部	局	推進	員	備	考
	事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設課長 学術情報課長	附属図書館及び有害 施設を含む。			事務局		総務課長 財務課長 学務課長 施設課長 学術情報課長		附属図書館及び 施設を含む。	有害廃棄物処理
	総合教育科学系	学系長代行	環境教育研究センター 践研究支援センター ンター、国際教育セ 員養成カリキュラム ンター、保健管理セ 報処理センター及び ア支援センターを含	ー, 留学生セ ミンター, 教 は開発研究セ ミンター, 情 ド学生キャリ		総合教育科学	学系	学系長代行		環境教育実践施 究支援センター, 一,国際教育セ 成カリキュラム 一,保健管理セ 理センター及び 援センターを含む	留学生センタ ンター, 教員養 開発研究センタ ンター, 情報処 学生キャリア支
	人文社会科学系	学系長代行				人文社会科学系 自然科学系 芸術・スポーツ科学 系		学系長代行			
	自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合 含む。	計実験施設を				学系長代行		放射性同位元素 含む。	総合実験施設を
	芸術・スポーツ科学 系	学系長代行						学系長代行			
	附属学校	各副校長,副園長 (附属幼稚園竹早園 舎にあっては,教務 主任)				附属学校		各副校長,副 (附属幼稚園竹 舎にあっては, 主任)	早園		

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。 現 改 IF. 行 [省略] [省略] (用語の定義) (用語の定義) 第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及 第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及 び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員(以下「担当教員」という。)と外 び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員(以下「担当教員」という。)と外 部機関(以下「共同研究機関」という。)の研究者(以下「共同研究員」という 部機関(以下「共同研究機関」という。)の研究者(以下「共同研究員」という 。) が共通の課題について共同して行う研究をいう。 。) が共通の課題について共同して行う研究をいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支 究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開 援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研 発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援セン 究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター ター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 [省略] [省略] 附則 この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現行
[省略]	[省略]
(用語の定義) 第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う 研究で、これに要する経費(以下「受託研究費」という。)を委託者が負担する ものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研 究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開 発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援セン ター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規 程(平成16年規程第18号)第2条第3号に規定する権利をいう。	(用語の定義) 第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う 研究で、これに要する経費(以下「受託研究費」という。)を委託者が負担する ものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支 援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研 究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター 及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規 程(平成16年規程第18号)第2条第3号に規定する権利をいう。
[省略]	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

 改 正
 現 行

〔省略〕

(定義)

- 第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号。以下「法」という。)第2条の定めるところによる。
- 2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。

[省略]

附則

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表(第5条第1項関係)

部 局 等	保護 担当者
〔省略〕	
附属図書館	学術情報課長
環境教育研究センター	教育研究支援課長
教育実践研究支援センター	教育研究支援課長
〔省略〕	

〔省略〕

(定義)

- 第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号。以下「法」という。)第2条の定めるところによる。
- 2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。

[省略]

別表(第5条第1項関係)

保護 担当者
学術情報課長
教育研究支援課長
教育研究支援課長

東京学芸大学リポジトリ規程の一部改正について

改正建田・事務組織の変更に行い、例案の改正を行うものである。 改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(管理運営) 第4条 リポジトリに関する管理運営は、教育研究支援部 <u>学術情報課</u> において行うも のとする。	(管理運営) 第4条 リポジトリに関する管理運営は、教育研究支援部 <u>情報基盤課</u> において行うも のとする。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附</u> <u>則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程の一部改正について

改正理由:事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	(組織)
第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。	第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
(1) 副学長(教育等担当)	(1) 副学長(教育等担当)
(2) 現職教員研修支援センター長	(2) 現職教員研修支援センター長
(3) 附属学校運営参事 1名	(3) 附属学校運営参事 1名
(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名	(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名
(5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名	(5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名
(6) <u>事務局参事役</u>	(6) <u>学務部参事役</u>
〔省略〕	〔省略〕
附 <u>則</u> この規程は,平成23年4月25日から施行し,平成23年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現
〔省略〕	〔省略〕
第4節 教育研究支援部 第19条 教育研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる	第4節 教育研究支援部 第19条 教育研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる
(省略)	[省略]
 (13)環境教育研究センター、教育実践研究支援センター及び教員養成カリキュラム開発研究センター(以下「センター」という。)の事業に関すること。 (14)センターの利用に関すること。 (15)その他センターの管理・運営に関し必要なこと。 	(13) 環境教育実践施設,教育実践研究支援センター及び教員養成カリキュラム開発研究センター(以下「施設・センター」という。)の事業に関すること。 (14) 施設・センターの利用に関すること。 (15) その他施設・センターの管理・運営に関し必要なこと。
〔省略〕	
附 <u>則</u> この規則は,平成23年4月25日から施行し,平成23年4月1日から適用する。	〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

	文正理由:組織名の変更に伴い、所要の文正を行うものである。	
(定義) 第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をい (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をい	改 正	現
第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をい (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をい (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をい	〔省略〕	〔省略〕
(2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、 <u>環境教育研究センター</u> 、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育 <u>環境教育研究センター</u> 、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育	第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。 (2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 (3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。	第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。 (2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 (3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由: 事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

3/11/14 · 7////	- 作い、所要の以正を11 7 5のであ 改 正	/ v 0					
<u> </u>					<u> </u>		
〔省略〕				〔省略〕			
別表第2				別表第2			
部局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	部局	資産管理	者 資産監守者	資産監守補助者
〔省略〕			_	〔省略〕			
環境教育研究 センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長	環境教育実践 施設	施設長	施設長が指名する者	担当係長
[省略]				[省略]			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第3				別表第3			
部 管理の対象となる資産の範囲			部	局	管理の対象となる質	資産の範囲	
〔省略〕				〔省略〕			
環境教育研究也	<u> アンター</u>	小金井校口座のうち,現に <u>環境</u> で使用している不動産	教育研究センター	環境教育実践が	拉設	小金井校口座のうち, 現に <u>環</u> 用している不動産	境教育実践施設で使
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u> この規則は, ³	平成23年4月25	5日から施行し,平成23年4月1日	lから適用する。_				

- 第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を有することを認証するものをいう。
- 2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援センター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

- 第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を有することを認証するものをいう。
- 2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、 附属図書館、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、 国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、 情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生 相談センター、学生キャリア支援センター、附属学校運営部及び各附属学校をい う。

[省略]

別	表(第3条関係)				別	表(第3条関係)			
	種類	寸法 (ミリメー トル平方)	公印管守責任者	公印管守担当者		種類	寸法 (ミリメー トル平方)	公印管守責任者	公印管守担当者
組織即	〔省略〕				組織印	〔省略〕			
	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	環境教育研究センター長	23	教育研究支援課長	研究センター係長		環境教育実践施設長	23	教育研究支援課長	施設・センター係長
役	教育実践研究支援センター長	23	教育研究支援課長	研究センター係長	2 役	教育実践研究支援センター長	23	教育研究支援課長	施設・センター係長
和	留学生センター長 国際教育センター長 教員養成カリキュラ ム開発研究センター 長	23 23 23	国際課長 国際課長 教育研究支援課長	国際教育係長 国際教育係長 研究センター係長	職印	留学生センター長 国際教育センター長 教員養成カリキュラ ム開発研究センター 長	23 23 23	国際課長国際課長教育研究支援課長	国際教育係長 国際教育係長 施設・センター係長
	[省略]	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		[省略]	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴いに伴い、所要の改正を行うものである。 現 改 IF. 行 [省略] [省略] (定義) (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。 ころによる。 (1) 部局の長 各学系長、大学院連合学校教育学研究科長、附属図書館長、 (1) 部局の長 各学系長、大学院連合学校教育学研究科長、附属図書館長、 環境教育研究センター長、教育実践研究支援センター長、留学生センター長 環境教育実践施設長、教育実践研究支援センター長、留学生センター長、国 , 国際教育センター長, 教員養成カリキュラム開発研究センター長, 保健管 際教育センター長、教員養成カリキュラム開発研究センター長、保健管理セ 理センター所長、情報処理センター長、放射性同位元素総合実験施設長、有 ンター所長、情報処理センター長、放射性同位元素総合実験施設長、有害廃 害廃棄物処理施設長、現職教員研修支援センター長、学生相談センター長、 棄物処理施設長、現職教員研修支援センター長、学生相談センター長、学生 学生キャリア支援センター長及び事務局長をいう。 キャリア支援センター長及び事務局長をいう。 (2) 主管部長 各部長をいう。 (2) 主管部長 各部長をいう。 (3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。 (3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。 [省略] [省略] 附則 この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。	(定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附</u> <u>則</u> この要項は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正空田・組織石の変更に中で、別奏の改正を行うものである。 改 正 (案)	現
〔省略〕	〔省略〕
(定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。	(定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。
〔省略〕	〔省略〕
所 <u>則</u> この要項は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行りものである。 改 正	現
90	.>u 11
〔省略〕	〔省略〕
(定義) 第3条 この要項において「部局」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。	(定義) 第3条 この要項において「部局」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。
2 この要項において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。	2 この要項において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。
〔省略〕 [4]	[省略]
<u>附 則</u> この要項は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	

東京学芸大学リポジトリ管理運営要項の一部改正について

改正理由:事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現
〔省略〕	〔省略〕
(登録) 第4条 登録資格者は、リポジトリの登録システムを利用して、成果等を直接登録することができる。 2 登録資格者は、所定の手続きにより、成果等の登録代行を教育研究支援部 <u>学術情報課</u> に依頼することができる。	(登録) 第4条 登録資格者は、リポジトリの登録システムを利用して、成果等を直接登録することができる。 2 登録資格者は、所定の手続きにより、成果等の登録代行を教育研究支援部 <u>情報基</u> 盤課に依頼することができる。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附</u> <u>則</u> <u>この要項は,平成23年4月25日から施行し,平成23年4月1日から適用する。</u>	

改正理由:組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

以上、生田・組織石の変更に計で、別安の以上で行うものである。

[省略]

(副学長の職務分担等)

- 第3 副学長の職務分担等は、次のとおりとする。
 - (1) 副学長(教育等担当)

教務,入試,資格認定試験,免許状更新講習,FD,国際戦略,学務関係渉外,センター(現職教員研修支援センター)等に関すること。

(2) 副学長(研究・附属学校等担当)

研究推進、附属学校、競争的資金戦略会議、教育実践研究推進機構、図書館、情報基盤整備、センター(環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、情報処理センター)等に関すること。

[省略]

(4) 副学長(学生等担当)

学生指導, 就職, 国際交流・留学生, 男女共同参画, 施設・<u>センター</u>(留学生センター, 保健管理センター, 学生相談センター, 学生キャリア支援センター)等に関すること。

[省略]

附則

この取決めは、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

[省略]

(副学長の職務分担等)

- 第3 副学長の職務分担等は、次のとおりとする。
 - (1) 副学長(教育等担当)

教務,入試,資格認定試験,免許状更新講習,FD,国際戦略,学務関係渉外,施設・センター(現職教員研修支援センター)等に関すること。

(2) 副学長(研究・附属学校等担当)

研究推進、附属学校、競争的資金戦略会議、教育実践研究推進機構、図書館、情報基盤整備、施設・センター(環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、情報処理センター)等に関すること。

[省略]

(4) 副学長(学生等担当)

学生指導, 就職, 国際交流・留学生, 男女共同参画, <u>施設・センター</u>(留学生センター, 保健管理センター, 学生相談センター, 学生キャリア支援センター) 等に関すること。

[省略]

大学教員の総合的業績評価指針の一部改正について

改正理由:組織名の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現
〔省略〕	〔省略〕
(評価実施部局) 第4 総合的業績評価を実施する部局は、総合教育科学系(教育実践創成講座、センターを含む。),人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系とする。	(評価実施部局) 第4 総合的業績評価を実施する部局は、総合教育科学系(教育実践創成講座、 <u>施</u> <u>設・センターを含む。</u>)、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学 系とする。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附</u> <u>則</u> この指針は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	